

保険証の 新規発行廃止 について

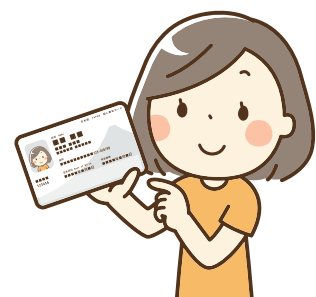


保険証新規発行廃止等に関するスケジュールは以下のとおりです。
それぞれについてご説明いたします。

- R6.10.28** 1. 「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」の送付
- R6.12.2** 2. ①保険証新規発行廃止 ②資格取得届・被扶養者異動届の様式変更
- R7.11頃** 3. （マイナ保険証がない方へ）資格確認書の送付
- R7.12.1** 4. 保険証使用の経過措置期間終了

1. 「資格情報のお知らせと 個人番号(マイナンバー)確認のお願い」 の送付

保険証新規発行廃止の最終準備として、各事業所様へ10月5日時点の加入者に関する「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」をお送りいたします。被保険者1人につき1通（扶養家族が多い場合は2通）ございますので、お手数をおかけいたしますが配付をお願いいたします。



送付の目的

- ①当組合に登録されている「マイナンバーの下4桁」が記載されているので、加入者ご自身に正しく登録されているかをご確認いただく。
- ②マイナ保険証（健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカード）が利用できない医療機関・薬局（全国約23万機関のうち約2万機関）で、マイナ保険証とあわせて提示する。
- ③保険証廃止後に、傷病手当金や療養費の支給申請の際、記号・番号を確認する。

資格情報のお知らせ
令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)
記号 000 番号 000000000 (枝番) 00
氏名 健保 太郎
負担割合 〇割 (70歳以上のみ記載)
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

※様式が異なる場合があります。



資格情報のお知らせと個人番号…

**** * 9999

2. ①保険証新規発行廃止→医療機関での受診方法、 紛失時・退職時等の対応

令和6年12月2日以降の加入手続きから、これまでの「健康保険被保険者証（保険証）」は発行されません。しかし、**現行の保険証は経過措置として1年間、令和7年12月1日まで継続して使用できます。**経過措置期間中の「ア. 医療機関で受診するとき」、「イ. 現行の保険証を紛失したとき」、「ウ. 退職（扶養削除）したとき」の対応は、以下のとおりです。



ア. 医療機関で受診するとき（3つのうちいずれか）

- ①マイナ保険証を医療機関のカードリーダーで認証する。
- ②現行の保険証を医療機関の窓口で提示する。
- ③（12/2以降加入者で）マイナ保険証がない場合は、保険証の代わりとなる「資格確認書」を医療機関の窓口で提示する。

※資格確認書とは？

資格確認書は、保険証の代わりになるもので、
・紙製、はがき大（現行の高齢受給者証・限度額適用認定証と同じサイズ）
・有効期限の設定あり（最大5年間）
というものです。

健康保険資格確認書	
本人（被保険者）	
記 号	年 月 日 交付
氏 名	番 号 (枝番)
性 別	
生 年 月 日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日
一部負担金の割合 免 効 年 月 日	割 年 月 日
有 効 期 限	
保 険 者 番 号	
保 険 者 名 称	
保 険 者 所 在 地	

イ. 現行の保険証を紛失したとき（2つのうちいずれか）

- ①マイナ保険証を使用する（当組合には減失届を提出する）。
 - ②マイナ保険証がない場合は、資格確認書の交付を申請する。
- なお、現行のカードタイプの保険証については、再交付手数料500円をいただいておりますが、資格確認書は紙製となりますので、手数料はいただきません。



ウ. 退職（扶養削除）したとき

これまでどおり、資格喪失届、被扶養者異動届の提出時に、現行の保険証を添付してください。資格確認書を使用している場合も同様に添付してください。

※高齢受給者証の取扱い

70歳～74歳の方に交付され、自己負担割合が記載されている「高齢受給者証」の取扱い（令和6年12月2日以降手続き分）は以下のとおりです。

マイナ保険証がある方→交付しません。マイナ保険証での受診時に医療機関側が確認できます。

マイナ保険証がない方→現行と同様の高齢受給者証を交付します。資格確認書（または現行の保険証）とあわせて医療機関へ提示が必要です。

※限度額適用認定証の取扱い

マイナ保険証がある方→申請は不要です。マイナ保険証での受診時に同意することで、医療機関側で確認できます。

マイナ保険証がない方→基本的に申請は不要です。ただし、医療機関側に対応いただけない場合には、申請いただければ認定証を交付します。

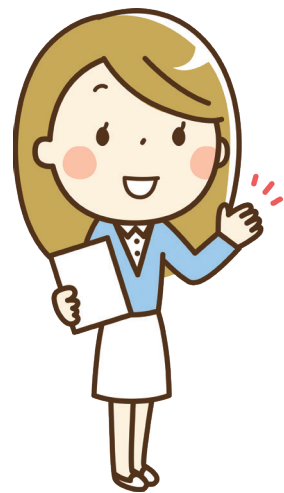
※限度額適用・標準負担額減額認定証（非課税者）、特定疾病療養受療証の取扱い

マイナ保険証の有無にかかわらず、申請が必要です。

詳しくは健保組合までお問い合わせください。



2. ②資格取得届・被扶養者異動届の様式変更 →資格確認書の希望欄を設けます

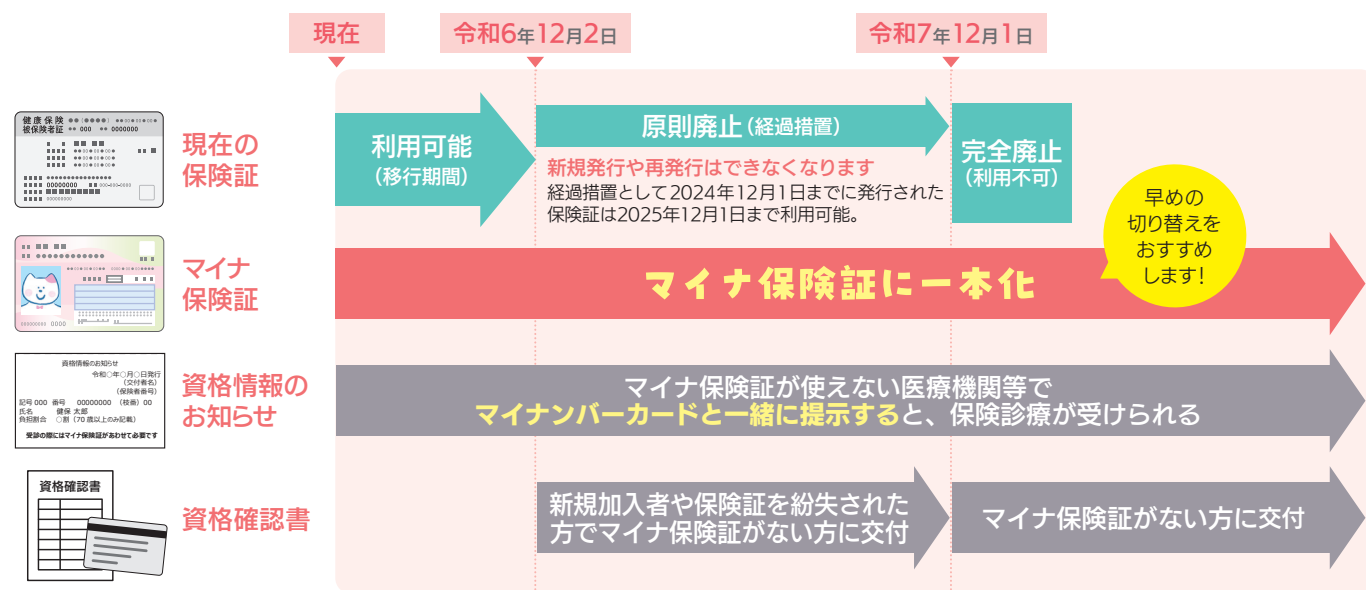


保険証新規発行廃止に伴い、マイナ保険証の有無により当組合から発行するものが以下のとおり変わります。

- マイナ保険証がある→資格情報のお知らせ（1でお示した「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」からマイナンバーの確認部分を除いたもの）
- マイナ保険証がない→資格確認書（2①でお示したもの）

そのため、手続きの前に新規加入される方へ「マイナ保険証があるか（マイナンバーカードを保険証に紐づけていたか）」を確認いただき、マイナ保険証がない場合には、資格取得届・被扶養者異動届において「**資格確認書希望**」としてください。なお万が一、マイナ保険証がない方について、資格確認書の希望を忘れてしまった場合でも、国から月に1回程度（予定）マイナ保険証登録状況が当組合に提供されるので、マイナ保険証がないことが確認できた段階で、職権で資格確認書を発行いたします。また、「資格確認書交付申請書」をご用意しますので、それまでの間に資格確認書が必要な場合はご申請ください。

▼保険証廃止のスケジュール



3. （マイナ保険証がない方へ）資格確認書の送付

上記スケジュールでお示しましたとおり、経過措置が終了する令和7年12月1日をもって現行の保険証は使用できなくなります。そのままですとマイナ保険証がない方は、医療機関での受診が難しくなってしまいます。

そのため、当組合が令和7年11月頃のマイナ保険証登録状況を確認し、マイナ保険証がない方へ職権で資格確認書を発行・送付いたします。

4. 保険証使用の経過措置期間終了

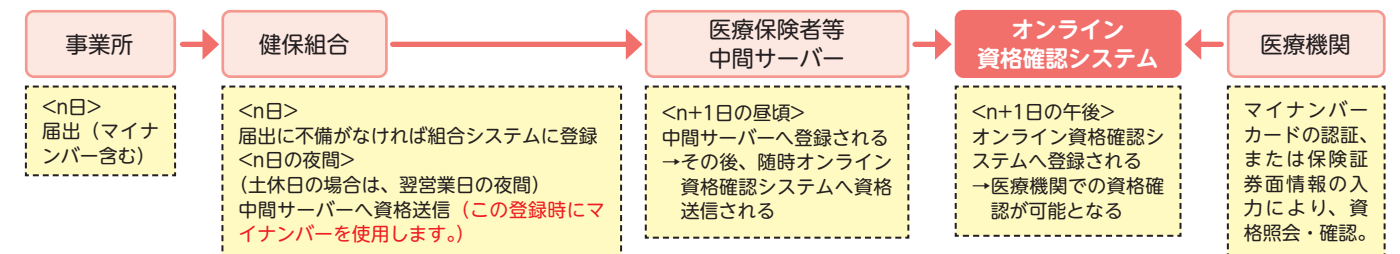
令和7年12月1日をもって、現行の保険証は完全に使用できなくなります。詳細な取扱いについては、時期が近づきましたらあらためてお知らせいたします。



新規加入者（資格取得・扶養認定）のお手続きには、 必ずマイナンバーを記載してください

マイナンバーの登録がされないと、医療機関・薬局で「資格がありません」と言われる場合があります。

▼医療機関で資格が確認できるまでの流れ



ただし、届出に記載された性別や生年月日が住民基本台帳と一致しない場合、医療機関での資格確認はできません。加入者の方に不利益を生じますので、事業主様におかれましては、正しい内容をご確認いただいたうえでお届けをお願いいたします。

マイナンバーカードに医療情報は記録されません！ 安心してマイナ保険証としてお使いいただけます

マイナ保険証のメリットとして、「薬や診療の情報を医師が確認でき、質の良い医療が受けられる」と言われています。しかし、このことから逆に、「マイナンバーカードに自分の病気の情報が記録されてしまう。万が一紛失したら大変だ」と考えられる方もいらっしゃるようです。

しかし、マイナンバーカードにはそのような情報は全く記録されません。マイナンバーカードのICチップに記録されるのは次のとおりとなります。

- マイナンバーカードの表面に記載されている「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「顔写真データ」
- 個人番号（マイナンバー）
- 電子証明書

例えるならば、マイナ保険証（マイナンバーカード）は扉を開ける鍵の1つです。オンライン資格確認では、「マイナ保険証」＋「顔認証」、または「マイナ保険証」＋「暗証番号」という2つの鍵をカードリーダーという鍵穴に差し込むというイメージです。その鍵が一致してはじめて、医療機関側で健康保険証の資格確認が可能となります。

また、さらに診療情報や薬剤情報の提供に同意した場合に限り、医師（有資格者）の端末に情報が表示されるという仕組みです。いわば、診療情報等は2重の鍵と本人の同意という手続きに守られており、マイナンバーカードだけで情報が他人に見られることはありません。

